

藤沢市消防団員の退職報償金に関する条例の一部改正について  
藤沢市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を次のように改正する。

2025年（令和7年）2月13日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を改正する条例  
藤沢市消防団員の退職報償金に関する条例（昭和39年藤沢市条例第6号）の  
一部を次のように改正する。

第3条中「消防団員として5箇年以上勤務して退職した者に、その者」を「退職  
した者」に、「別表に掲げる」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する  
法律施行令（昭和31年政令第346号）別表に定める」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第5条の2を第5条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施  
行令の一部が改正されたことに伴い、規定の形式を改める必要による。